

韓国人との結婚生活に起因する離婚やその他の問題で困っている国内滞在の外国人を、ソウル家庭裁判所が助けてあげます。

1. このような方には、外国人訴訟救助のための指定弁護士をご案内します。

- 国内に滞在している外国人、または移民で、韓国語に堪能でない方
- 敗訴が確定していない方
- 弁護士費用を賄う経済的余裕がない方

2. 訴訟救助のための指定弁護士はこのように助けてあげます。

- 訴訟救助のための申請や、訴訟を起こすかどうかのアドバイス
- 訴訟救助のための申請書および答弁書の作成と提出
- 訴訟救助のための申請書または訴状に関する裁判所の補正勧告または補正命令による補正
- 弁護士料に関する全面的な救助の決定がなされた場合に、該当訴訟の遂行に必要な諸般の業務

3. 訴訟救助を受ける範囲は？

- 印紙代（訴状、上诉状、その他）
- 弁護士費用
- その他（通訳、翻訳など）
- 以上の各事項などを含む訴訟費用全部

4. 非訟事件に対しても、手順救助による助けを受けることができます。

家事の非訟事件の手續きにかかる費用を賄う経済的余裕がない方、またはその支出によって生活に大きな支障をきたしている方のために、申請または裁判所の職権による決定により、印紙代、送達費用、弁護士費用、専門家費用などの支払いを支援します。

5. 訴訟救助の申請案内はどこで受けますか？

訪問 : ソウル家庭裁判所ロビー層総合国民の請願室外国人専用窓口  
電話 : 02 - 2055 - 7165  
業務時間 : 月曜日～金曜日、9時～18時